

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 2 6 号	三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
健やか育成課	<p><b>【改正趣旨】</b>  国の定める放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準の見直しに伴い、放課後児童支援員に関する要件を改めるに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p><b>【関係法令】</b>  地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に 関する法律（令和元年法律第 2 6 号）  放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和元年 1 0 月 3 日厚生労働省子ども家庭局長通知）</p> <p><b>【改正内容】</b>  地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 2 6 号）において、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準に係る地方公共団体の義務付け規定が見直された。  これに伴い、現在の「みなし支援員」に係る研修修了期間について、各自治体の判断のもとその期間を延長することも可能になったことから、採用後 1 年以内に修了することを予定している者とする事として、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>※ 「みなし支援員」とは、認定資格研修を修了していない者であって、その他の放課後児童支援員の資格を満たし、以後に認定資格研修の修了を予定指定している者をいう。</p> <p><b>【施行期日】</b>  令和 2 年 4 月 1 日</p>